



質疑應答

△道路行政に關係ある法律、命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざることは凡て本欄に於て紹介す
 △道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

質問 國庫補助ヲ得テ施行中ノ工事ニシテ道路工事執行令

第二十條ニ依リ違約金ヲ徵收セントスル場合

一、執行令ニ於テハ請負金ヨリ控除ストアリ

一、會計法ニ依レバ歳入歳出ノ混同ハ禁止セラレ延

滞償金ノ如キハ當然歳入ニ充ツルモノト解釋ス

(會計検査官ノ著書數種參書)

依ツテ

法令

工事完了シ請負金ヲ支拂フ場合ハ違約金ヲ控除シ其ノ差額ヲ交付スルモ之方整理ハ違約金ハ歳入トシ請負金全額ハ歳出トシテ處理シタル場合ニ於テ歳入トシタル違約金ヲ(違約金トハ延滞ニ依ル損害ノ辨償ナルヲ以テ歳入トシタル違約金ヲ同工事ニ充當スルヲ適當ト認ムルモ)他ノ目的ニ支出シタル場合ニ於テハ國庫補助金ハ減額セラル、ヤ。

又違約金ヲ請負金ヨリ控除シ何等歳入トシテノ處理ヲ爲サザリシ場合、會計法ニ反セサルヤ。(辻忠雄)

解答 一、違約金ヲ國庫補助道路工事以外ノ目的ノ爲ニ支

出シタル場合ニ於テハ會計上ノ手續如何ニ拘ラズ

補助基本額ノ算定ニ付テハ違約金額ハ基本額ヨリ

控除スヘキモノナルヲ以テ補助金ハ減額セラルヘ

キモノナリ。

二、會計法ハ縣費ノ歳入歳出ニハ適用ナキヲ以テ違

約金ヲ歳入トシテ處理スヘキヤ否ヤハ縣ノ會計規

則ニヨリテ定ムヘキモノナリ。(田邊生)